昭和56年2月1日
第832号

広報 うえだ

発行　上田市
編集　秘書課
電話　上田㉒4100
印刷　田辺印刷

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円

例年、1月から2月にかけて市内の小中学校では、菅平でスキー教室を開きます。
今年もそのトップを切って、1月16日、17日に神川小学校の児童がこの教室に参加し、楽しくスキー技術を学びました。

主な内容

関越自動車道上越線、早期建設を運動……2ページ
発展を期待される上田市……3ページ
上田市水道料金改定……4・5ページ
市県民税・所得税の申告はお早めに……6ページ
上田市民生児童委員名簿……7ページ
国際障害者年生活圏をひろめる推進会議にご参加を……8ページ
三種混合予防接種……9ページ
ご寄付お礼……10ページ
同和問題を考える……11ページ
おくやみ……12ページ

市民の動き

（1月1日現在）

総人口	112,651人	（+110）
男	54,932人	（+ 60）
女	57,719人	（+ 50）
世帯数	33,811世帯	（+ 28）

（　）内は前月比です。

関越自動車道上越線
早期建設を運動

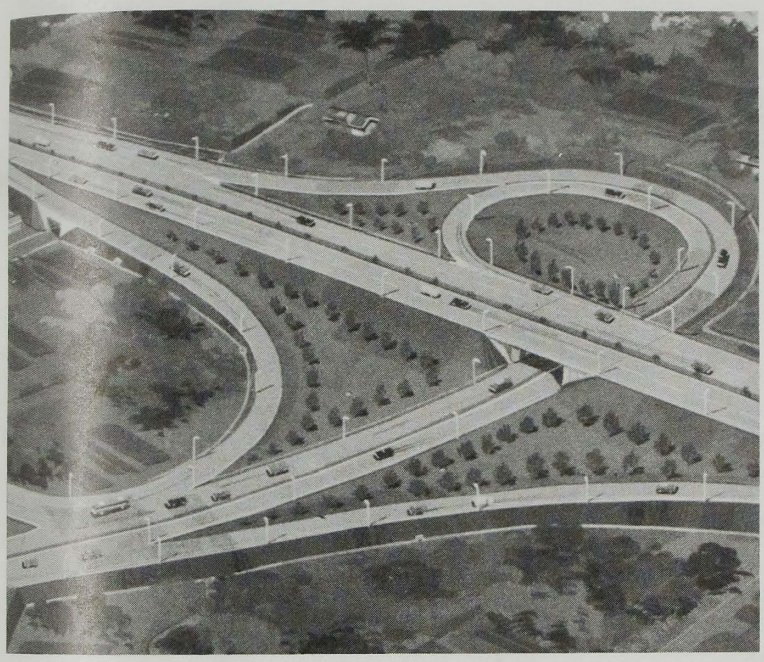

関越道上越線の建設促進を陳情

上田市長および上田市議会高速道対策特別委員会は、一月九日、吉村県知事、金井県議会議長に対し、関越自動車道上越線（後述③）の建設促進について陳情を行いました。

その要旨は、上田市としては、路線について県の立場で早期に一本化をはかり、今秋に予定される国土開発幹線自動車道建設審議会（国幹審）で、是非とも「整備計画線」（後述②）に格上げしてもらいたい、というものです。これに対して吉村県知事からは、基本計画線（後述①）を基本に関係市町村の調整をはかり、整備計画線に向けて努力する旨の発言がありました。

そして、なお引き続き上田市長、上田市議会高速道対策特別委員会は、一月十六日、建設省、建設省地方建設局に対し、関越自動車道上越線の建設促進について陳情を行いました。

高速道の現況

関越自動車道上越線の建設を促進するため、上田市としても関越自動車道上越線建設促進協議会、市議会高速道対策特別委員会を発足し、両者連携して建設促進に向けて調査研究を重ねてまいりました。

路線については、国の基本計画路線は千曲川右岸で計画されておりますが、佐久市から長野市に至る周辺町村の一部に建設反対などの動きがあり、また佐久・小県地方の十市町村から左岸路線の誘致運動がおこるなど、現在では右岸と左岸の両方の動きがあります。

県としては、国の基本計画路線に一本化を図り、早期建設を進めたい意向です。

上田市としても、国・県・建設促進協議会・市議会特別委員会などと綿密な連携をとり、一本化に向けて早期建設ができるよう運動を進めています。

説明

①【基本計画線】

高速道路の予定路線としての計画線で、経過地の主な市、インターチェンジのだいたいの場所などが決められたものをいいます。

②【整備計画線】

基本計画線に沿って更に詳細な調査を行い、路線、インターチェンジの位置が具体的に決められたものをいいます。

これが決定になると、建設大臣から日本道路公団に対して工事の施行命令が出されます。公団では調査・測量などを行った後、工事実施計画書を作成します。そしてルート発表後、用地買収に入り、やがて工事に着手します。

③【関越自動車道上越線】

国が計画している高速自動車道路で、群馬県藤岡市と新潟県上越市を結ぶ約二百キロ㍍の道路。県内通過予定は、佐久市から信濃町の約百キロ㍍となっています。

四十七年には、藤岡市から長野市までの基本計画が発表されました。それによると、県内の主な経過地は佐久市、小諸市、上田市、更埴市、須坂市などで、インターチェンジは、佐久市、小諸市付近、上田市付近、坂城町付近、長野市付近などとなっています。

発展を期待される上田市

ストアップ

市名
館、岩見沢、千歳、広、北見、苫小牧、八戸、十和田、花巻
立、土浦、勝田
館林、高崎、太田、熊谷、本荘
上田
治見、関、羽島、松、沼津、清、三島、富士、豊川
高砂
徳山、下松

発展を期待される上田市

上田市は 成長可能都市

自治省の調査委託を受けた財団法人地方自治協会（上田市も賛助会員として加盟）は、「魅力ある地方都市の形成のために」と題しての調査報告書をまとめ、公表しました。このなかで、成長可能都市として長野県下では、上田、松本がリストアップされたものです。

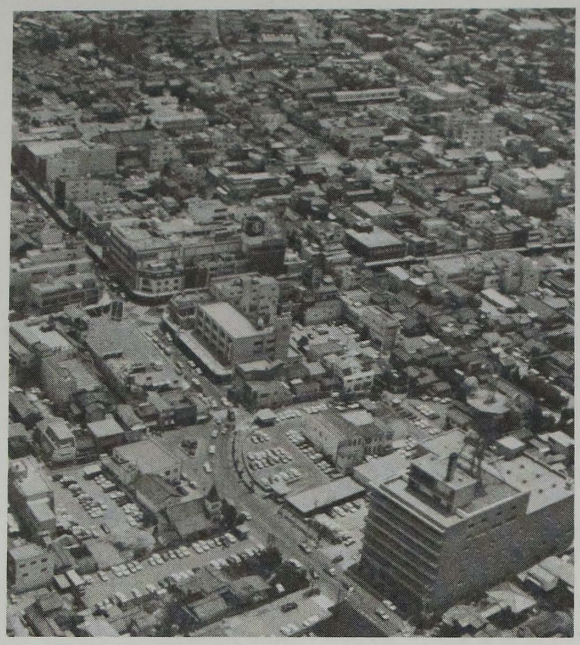

日本の人口は、今後少なく見積っても一千万人の増加が予想されることから、現在の三大都市圏内都市にあっては若干の例外はあるとしても強い人口吸引力をすでに有しており、今後はむしろ過密状態から脱却する検討が必要な時期を迎えています。

また、都道府県の県庁所在地などは、政治的要因によって人口吸引力があり、これに伴う文化・教育・経済的要因から吸収力をも兼ね備えていますが、最近の人口増加率は鈍くなっている現状です。

更に、人口五万未満の都市は、地方自治法の要件に合致しないため、都市の正常機能をもっていないなど、将来の成長にマイナス要因をもつ都市を除外すると、人口の側面からの受け入れ能力がある都市は限定されます。このようなことが具体的に検討され、成長可能都市がリストアップされたものです。

成長可能都市のリストアップ

都道府県	都市数	都市名
北海道	8	旭川、室蘭、岩見沢、千歳、釧路、帯広、北見、苫小牧
青森	3	弘前、八戸、十和田
岩手	2	水沢、花巻
宮城	1	石巻
秋田	0	
山形	0	
福島	1	郡山
茨城	4	下館、日立、土浦、勝田
栃木	1	小山
群馬	4	伊勢崎、館林、高崎、太田
埼玉	3	深谷、熊谷、本庄
千葉	1	茂原
東京	—	
神奈川	—	
新潟	0	
富山	0	
石川	1	加賀
福井	1	敦賀
山梨	1	富士吉田
長野	**2**	**松本、上田**
岐阜	4	大垣、多治見、関、羽島
静岡	7	磐田、浜松、沼津、清水、伊東、三島、富士
愛知	2	豊橋、豊川
三重	1	松阪
滋賀	1	彦根
京都	0	
大阪	—	
兵庫	2	姫路、高砂
奈良	—	
和歌山	1	田辺
鳥取	1	米子
島根	1	出雲
岡山	1	倉敷
広島	1	福山
山口	3	防府、徳山、下松
徳島	0	
香川	1	丸亀
愛媛	1	今治
高知	0	
福岡	1	久留米
佐賀	0	
長崎	1	諫早
熊本	1	八代
大分	1	別府
宮崎	1	日向
鹿児島	0	
沖縄	—	

上田市は 住みよさ全国五位

名古屋大学経済学部・真継　隆助教授の地方都市の生活環境整備調査結果が発表され、上田市の整備水準は、住みよさ全国で第五位にランクされました。

この調査は、三全総（第三次全国総合開発計画）の柱である地方都市への人口分散化（地方定住構想）を図るための具体化の一環として、豊かで、快適な地方都市形成の可能性を調べたものです。

人口十万以上の都市で、過密な巨大都市を除く八十五都市を住宅、都市環境、安全福祉、文化娯楽、消費生活に関する二十八系列の指標を用いて、この指標間の比較ができるように指数で標準化して得点を求めています。その結果を総合得点とし、得点が多い都市ほど整備水準が高いとしています。

上田市は総合得点数十六点で、全国で第五位にランクされています。長野県下では、長野市四十四位、松本市は長野市以下とされています。

以上この二つの調査は、人口の増加率の側面と生活環境整備の側面からとらえられたものであり、更に文化的・経済的あるいは地理的な面から、その可能性を個別具体的に検討した総合的な判断が必要と思われます。しかし、長期展望に立った計画的な行財政の推進たとえば、北陸新幹線上田駅の設置、関越道上越線インターチェンジの設置など発展の可能性を現実化することで三全総の柱である人口分散が実施される場合、上田市は人口を受け入れる余力と地方都市としての生活環境整備水準から、発展可能都市として折紙がつけられたものです。

生活環境総合指数上位20都市

順位	都市名	指数
1	酒田	29.79
2	上越	18.82
3	高岡	16.59
4	福井	16.55
5	**上田**	**16.00**
6	都城	14.09
7	徳山	13.81
8	会津若松	12.48
9	米子	11.84
10	金沢	10.94
11	苫小牧	10.36
12	富山	9.31
13	秋田	9.15
14	伊勢	8.13
15	津	7.62
16	小松	7.18
17	多治見	7.12
18	宮崎	6.68
19	鳥取	6.53
20	宇部	6.52

きれいな水を いつまでも！

自然の水を人が飲めるようにするには、大きな施設と人手が必要です。（写真は、染屋浄水場）

審議会答申にもとづき 水道料金改定

料金改定の理由

近年の水道事業財政収支の状況は、昭和五十年四月の料金改定以来、健全に推移してきましたが、昭和五十四年度において単年度二千六百八十二万二千円の不足が発生しました。五十五年度以降においては、更に下表のとおり多額の不足が予測されます。

これは、五十年度における料金改定以来三年の計算期間もすでに経過し、現行料金のまま本年で六年にもなり、ついに収支のバランスがくずれてきたことによるものです。また、特に収支面の主体をなす水道料金収入の延びが五十四年、五十五年と減少の傾向にあることもその大きな要因の一つです。

上田市の上水道事業は大正十二年一月給水を開始し、以来五十七年間が経過しました。この間、市勢の発展に伴う水の需要は年々増加の一途をたどり、給配水工事も第一次拡張工事から第五次拡張工事へと整備拡充を図り、市民の皆さんの需要に積極的に対処してきました。

今日における水道施設の状況は、五次にわたる拡張計画によって大体その基盤投資が終了し、目標年次としての昭和六十五年には、公称能力日最大給水量六万四千七百トンの施設となります。

そこで、昨年の十月に水道財政健全化のための諮問機関として、水道料金審議会が設置されました。この審議会には、市議会、学識経験者、各種団体などから公平に市民の声を反映する委員として参加していただき、水道財政や水道料金のあり方などについてご討議をいただきました。

そして、その討議の集約である答申書にもとづいた水道料金の改定が、先の十二月定例市議会において議決され、昭和五十六年四月一日から平均三〇・九七%、加入金二〇%のアップが実施されることになったものです。

このような推移による財政措置について、市民の皆さんの深いご理解とご協力をお願いします。

水道事業は、公営企業法によって、独立採算制が建て前になっています。皆さんから納めていただ

水道事業費用と水道事業収益との比較表

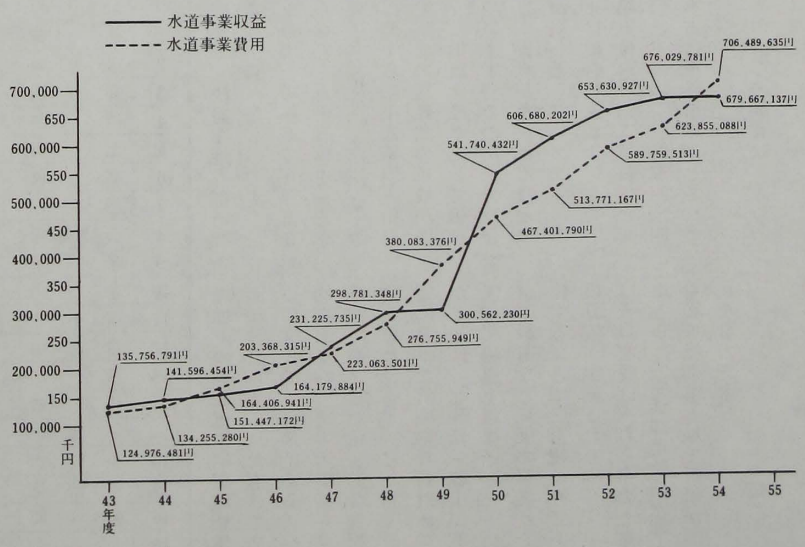

料金体系

りますから、口径に応じて左表のような基本料金となります。

げの修正を行うこととし、三十㎥までは六十五円、三十一㎥以上は七十四円としました。

料金体系

上田市の料金体系は、口径別料金体系です。これは、昭和五十年料金改定時における審議会答申の趣旨に沿ったものです。

しかし、内容的には基本料金制のなかに八㎥まで無償付与という基本的生活用水供給の福祉型社会性と、さらに水量料金についても三十㎥以下、以上の区分を設けたこと、口径別の三十㎜以上使用者については、八㎥無償付与をしないなど用途別体系の一部を導入した複合的体系となっています。

基本料金

水道は常時給水の原則によって、いつでも利用者の需要に応じて給水できる体制が整えられていなければなりません。水道の浄水などの施設にかかる費用を原価によって算出したものが基本料金です。基本料金は、水の使用量とは関係なく水道を利用している皆さんには、どなたにでもご負担いただくことになります。

しかし、口径十三㎜と百五十㎜では全然利用価値が違いますし、流量や維持管理の面でも格差がありますから、口径に応じて左表のような基本料金となります。

水量料金

水道の施設にかかる費用のほかに電気料、薬品費など飲料水をつくるために直接必要な経費を原価計算によって算出した費用が水量料金です。

これは、使用水量の多少に応じて負担する料金ですから、生活用水などに対する配慮を加えて現行どおり二段階の区分とし、更に原価計算による端数切り捨て切り上げの修正を行うこととし、三十㎥までは六十五円、三十一㎥以上は七十四円としました。

加入金について

加入金については、メーターの新設または改良（メーターの口径を増す場合に限る）する加入者から徴収します。

現行どおり口径別に区分し、原価計算のうえ算定することが適当ですが、急激な負担増を考慮してそれぞれ下表のとおりの引き上げ改定とします。

1か月分の上田市水道料金表 （56年4月1日から）

量水器の口径	料金		
	基本料金	水量料金	
		水量	料金（1㎥につき）
13㎜	430円	9㎥以上30㎥まで	65円
20	800		
		31㎥以上	74円
25	1,130		
30	1,930	1㎥以上30㎥まで	65円
40	2,950		
50	4,970		
75	10,960		
100	17,890	31㎥以上	74円
125	26,970		
150	38,770		

加入金表 （56年4月1日から）

量水器の口径	加入金の額
13㎜	36,000円
20	90,000
25	180,000
30	288,000
40	558,000
50	1,080,000
75	2,880,000
100以上	口径に応じ別に算出する額

水道事業は使用料金で経営

水道事業は、公営企業法によって、独立採算制が建て前になっています。皆さんから納めていただく使用料で事業をし、日常生活に欠くことのできない水を提供しています。

水道料金は、借金返済をはじめ薬品費、動力費などの支払いにあてられます。このような経費を含めて収支を償うことができる状態であってこそ、はじめて健全な経営といえるわけです。

これからの水道事業の経営には、より一層市民の皆さんに親しまれる水道として、水道サービスの万全を期し、ご期待にそえる水道経営をしていきます。

市県民税・所得税の申告はお早めに

2月16日(月)～3月16日(月)

（市民税課市民税第一係 ☎㉒4100 内線232 有線②0611）

今年も市県民税、所得税などの確定申告の時期となりました。五十五年中の所得を計算して、二月十六日(月)から三月十六日(月)までの間に、必ず申告を済ませてください。

例年、申告期限間近になりますと、窓口が混雑して、長い時間お待ちいただくことがありますので、申告はお早めに済ませるようお願いします。

また、無申告や期限後の申告の場合は、加算税が付いたり、遠くからお出かけいただいたりなどの負担がかかりますので、特にご注意ください。

市県民税の申告

申告には、自治会を通じ各世帯に配付されています「昭和五十六年度市県民税の申告について」の内容をご覧いただき、正しい申告をしてください。

申告書は、各世帯へ一部あて配付してありますが、足りない場合は市民税課または市役所各支所へお申し出ください。

申告をしなくてもよい人は、一つの事業所からの給与所得だけの人で、その勤務先の事業所から市役所へ給与支払報告書が提出されている人と、所得税の確定申告をした人です。

このほかの人は、所得の多少に関係なく申告をしてください。特に、二つ以上の事業所から給与（年金、恩給なども含む）を受けている人、また給与所得以外の所得がある人たとえば給与所得と農業所得や営業所得などがある人は、申告が必要です。

遠くの人は「出張受付会場」へ

申告される皆さんの利便を考慮して、右表の日程で出張受付を行いますので、最寄りの会場へお出かけください。

受付時間は、各会場とも午前九時三十分から午後四時までです。この会場で申告のできなかった人は、市役所市民税課で申告をしてください。

所得税の申告は上田税務署へ

事業所得や不動産所得などのある人は、所得税の確定申告をすることになっていますので、五十五年中の所得を二月十六日(月)から三月十六日(月)までの間に、上田税務署で申告してください。

こちらも期限間近になりますと窓口が混雑しますので、お早めに申告を済まされますようお願いします。

今年から新しく所得税の確定申告をされる人は、申告書用紙を税務署か市役所市民税課で、お受けください。

納税申告出張受付日程表

地区名	会場名	受付日
下本郷、東五加、五加、中野、上本郷、学海南、学海北	塩田解放会館	2月16日(月)
上小島、下小島、保野、舞田、八木沢	〃	2月17日(火)
豊里、殿城	農村環境改善センター	2月18日(水)
別所、野倉	相染閣	2月19日(木)
泉田	泉田公民館	2月19日(木)
平井寺、鈴子、石神、柳沢	鈴子公民館	2月20日(金)
下之郷	下之郷公民館	2月20日(金)
城下	農協城下事業所	2月23日(月)
室賀	室賀生活改善センター	2月23日(月)
川辺	川辺町会館	2月24日(火)
小泉	小泉区民会館	2月24日(火)
浦里	市役所川西支所	2月25日(木)
神科	上野が丘公民館	2月26日(木)
下組、中組、奈良尾	農協富士山支所	2月27日(金)
西前山、手塚、山田	手塚公民館	3月2日(月)
十人、塩田新町、東前山	西塩田会館	3月3日(火)
神川	農協神川事業所	3月4日(水)
塩尻	農協塩尻事業所	3月5日(木)

上田市民生児童委員名簿

(敬称略)

地区	担当地区	氏名	公社電話
東部	踏入	白倉清子	22-4912
	〃	細谷ふさ子	22-2833
	泉町	斉藤とみ	23-1597
	上常田	高橋常子	22-9645
	〃	山浦泰子	22-0320
	中常田	滝沢昇作	22-0459
	下常田	水野徳巳	22-6226
	北常田	唐沢邦夫	22-1285
	材木町	小幡代志子	24-0270
	〃	丸山文一	22-2123
南部	南天神町	大塚英夫	22-2416
	泉平	香山定義	22-3138
	北天神町	吉川八重子	23-2605
	〃	市川トミ	22-2294
	松尾町	若林宏一	22-1183
	鷹匠町	宮田より	22-1478
	本町	荒井美与	22-1773
	未広町	細田ゑい	23-1324
	大手町	宮川孝子	24-2646
中央	横町	新保富治	22-0506
	海野町	上村茂とえ	22-0707
	原町	成沢幸太郎	22-1099
	袋町	神林誠一	22-0195
	馬場町	小林俊夫	22-1059
	田町	神尾精一	22-7757
	丸堀町	国友豊	22-9275
	木町	甲田一伊	22-1272
	北大手	藤原忠美	22-8988
北部	上川原柳町	北沢泉	22-4638
	〃	宮原正義	22-1456
	下川原柳町	町田静子	22-5789
	愛宕町	岡田美喜子	24-2662
	上鍛冶町	北原一也	22-7216
	鍛冶町	山口甲三	24-5577
	上房山	水野洋三	22-0718
	下房山	今井一郎	22-5333
	柳町	小宮山きん	22-0892
	新田	横内静雄	22-8959
	〃	近藤豊伝	22-0575
	〃	沢路和子	22-5770
	〃	小池とくよ	22-7700
	上紺屋町	斉藤正	24-4161
西部	下紺屋町	滝沢富貴子	23-1012
	〃	丸尾信	22-0382
	鎌原	沓掛ひで	22-3668
	西脇	小林喜代	23-1295
	新町	橋本千春	24-4832
	諏訪部	池田利次	22-5880
	生塚	北村捷	22-6104
	常磐町	田口光三	22-6564
	緑が丘	成沢文雄	22-1673
	新屋	小林昭昌	22-8912
	〃	北田正夫	22-2066
	緑が丘北	成沢儀三	22-4876
	〃	金井普子	23-1588
	緑が丘西	成沢美歳	22-8584

地区	担当地区	氏名	公社電話
城下	城北	岡田儀一	24-7221
	小牧	片岡巳代子	27-3812
	諏訪形	小林忠吉	22-5686
	〃	細川暢	24-1334
	須川	小林林平	24-6726
	中村	柳沢覚	22-7297
	朝日ケ丘	松本務	24-6292
	三好町	横林保次	22-3365
	御所	蜂屋淳子	24-4379
	〃	西田邦夫	24-8566
	中之条	西沢貞二	27-1450
	千曲町	朝日松司	22-8592
	〃	西沢かつみ	22-1708
塩尻	秋和	宮崎嘉平	22-5986
	〃	中島治男	24-6712
	上塩尻	佐藤百合子	23-1422
	〃	足立秋雄	24-3792
	下塩尻	母袋玲子	24-5091
	〃	塩野崎英男	27-3561
川辺	上田原	小沢志一	22-2276
	川辺町	征矢野せつ	22-9419
	〃	川口幸雄	24-7469
	〃	塩川いづみ	23-1358
	〃	市川喜美子	23-1739
	倉升	高橋清一	24-6381
	神畑	横山和	23-0949
	下之条	中村健一	27-3718
	築地・東築地	堀内正雄	22-5928
泉田	半過	石井国保	27-5406
	福田	宮島耕平	27-1062
	吉田	堀内たか	22-6169
神川	大屋	柿崎苗子	35-0466
	〃	矢島たか	35-1234
	岩下	太田貞子	35-0722
	上青木・下青木	高寺正義	35-1464
	みすず台南	山本文吾	35-1766
	みすず台北	竹内芳輔	36-2637
	梅が丘	松本雅子	36-3034
	久保林	西沢俊一	35-0861
	上沢	竹内ふくよ	22-3769
	国分・黒坪	尾沢信安	24-7609
	下堀	宮崎実子	24-8274
	上堀	池田公保	23-0812
神科	畑山	清水光子	24-6533
	伊勢山	中村広明	27-1069
	新屋・富士見台	武井友一	24-7017
	野竹	中曽根文子	27-5866
	西野竹	宮崎郁夫	23-2374
	笹井	宮坂英一	24-4479
	岩門	香山順三	23-1362
	染屋	川上勲	23-2364
	蛇沢	小林けさの	24-9175
	金井	深町登美子	22-8674
	神科山口	山崎一平	22-4964
	大久保	大矢俊英	24-0890
	長島	柳沢輝美	24-0879

地区	担当地区	氏名	公社電話
豊殿	長島	尾崎美代子	27-8049
	金剛寺	滝沢弘之	27-5228
	森・漆戸	三井準一	22-4005
	大日木・長入	柳沢好春	24-2406
	小井田・宮之上	内川三男	36-2904
	中吉田	宮沢美喜雄	36-3373
	町吉田・下吉田	川上勇	35-0846
	桜台	平林茂雄	36-2914
	林之郷	酒井利次	27-2625
	下郷	上原正一	27-9166
	岩清水	佐藤淑治	27-0074
	矢沢	山崎和太郎	24-0882
	赤坂	坂口利	27-9257
中塩田	下本郷・東五加	森晃	38-4318
	五加	関口恒衛	38-2595
	〃	甲田千津	38-5002
	上本郷	田中良治	38-2205
	中野	若林袈裟雄	38-3736
	学海南・北	佐藤孝子	38-5361
	上・下小島	堀内雅文	38-2597
	保野	石井澄	38-2585
	舞田	福沢きくよ	38-3095
	八木沢	増沢久男	38-2776
東塩田	平井寺	林義照	38-4371
	鈴子	関英武	38-6084
	石神	関清人	38-5544
	柳沢	宮原甲子夫	38-5806
	下之郷・桜	伊藤常雄	38-3535
	下之郷	村山君枝	38-3173
	奈良尾	小林益雄	38-3708
	中組	牧内隆	38-4360
	下組	松崎信子	38-4741
西塩田	十人	斉藤茂登二	38-3207
	東前山	春原正造	38-4577
	西前山	前島午之助	38-3073
	手塚	滝沢光人	38-2816
	塩田新町	中井袈裟雄	38-4876
	山田	竹内吉正	38-2579
	野倉	吉池将信	38-6431
別所	上手	滝沢ミツ子	38-3364
	院内	山極利正	38-5522
	大湯	前橋安男	38-2850
	分去	坂井文子	38-4063
川西	仁古田	水沢多喜男	31-2128
	岡	古平節男	31-2159
	〃	戸島一雄	31-2265
	浦野	池田丑正	31-2518
	〃	桜井蔵寿	31-2115
	藤ノ木	臼井袈裟登	31-2622
	越戸	井沢善一	31-2710
	小泉	宮崎英二	22-5159
	〃	赤羽宗人	27-5474
	下室賀・ひばりが丘	山崎武	31-2316
	下室賀	久保田康雄	31-2656
	上室賀	白鳥明	31-8337
	〃	荒井泉	31-8171

現民生児童委員さんには、今後3年間ご苦労をいただきます。

に、二つ以上の事業所から給与(年金、恩給なども含む)を受けている人、また給与所得以外の所得がして、右表の日程で出張受付を行いますので、最寄りの会場へお出かけください。

事業所得や不動産所得などのある人は、所得税の確定申告をする務署か市役所市民税課で、お受けください。

お知らせ

1月18日、恒例の消防出初式が行われ、火災予防を呼びかけました。
約1,200名の団員の皆さんは、第一中学校から市民会館まで市中行進をし、市役所前で石井市長（写真、左端）の観閲を受けました。

国際障害者年 生活圏をひろめる推進会議にご参加を

福祉課福祉係 ☎㉒4100内線373 有線②0791

今年は、完全参加と平等をテーマとした国際障害者年です。市では、障害者対策をすすめるための市民啓発活動の一環として、「国際障害者年生活圏をひろめる推進会議」を開催します。市民の皆さん、大勢ご参加ください。

とき…二月七日(土)、午後一時三十分から
ところ…上田勤労者福祉センター
内容…①体験発表（四名） ②講演（佐久太陽会事務局・平山茂光さん）
主催…上田市、上田市社会福祉協議会

家庭の〝しつけ〟講座 受講生を募集

青少年対策室 ☎㉒4100 内線680・681

家庭は、憩いの場であると同時に、豊かな人間性をはぐくむ場所でもあります。しかし、社会環境が激しく変動する現代では、家庭内での子供の「しつけ」に親が迷い、自信を失いがちです。

市では、子供の発育段階に応じた「しつけ」のあり方を理解していただくため、「家庭のしつけ講座」を次のとおり開催します。大勢の皆さん、ご参加ください。

とき・ところ…左表のとおり
内容…テキストにより、前・後期に分けて行います。
募集人員…各講座百人ずつで、三講座合計三百人
受講料…無料（テキスト代も）
申込締め切り…定員になり次第、締め切ります。

家庭のしつけ講座日程表

開設日 前期	開設日 後期	講座内容	会場	講師名
2月17日(火)	2月24日(火)	中学校期	西部公民館	市青少年相談員 滝沢房雄さん
2月18日(水)	2月25日(水)	小学校低学年期	中央公民館	元屋代小学校長 松木重見さん
2月20日(金)	2月27日(金)	幼児期	城南公民館	市保育専門指導主事 石井国保さん

ねたきり予防教室にご参加を

社会課社会係 ☎㉒4100内線378

昨年の十二月二十三日に予定していた農村環境改善センターでの「ねたきり予防教室」は、鹿教湯病院長・藤田先生のご都合で延期になっていましたが、次のとおり開きます。豊殿地区の皆さん、大勢ご参加ください。

とき…二月二十四日(火)、午後一時から四時
ところ…農村環境改善センター
対象地区…豊殿地区

市への物品納入「見積参加願」の提出

管財室 ☎㉒4100 内線255・256

昭和五十六年度、市へ物品の納入を希望される人は、「見積参加願」の提出が必要ですので、次により提出してください。

〈提出期限〉
二月二日(月)から同二十八日(土)までです。期日までに提出されますと、市の規則により資格審査をし、見積参加業者名簿に掲載します。

〈提出先・お問い合わせ〉
管財室（市役所三階）

〈必要書類〉
①見積参加願 ②営業概要調書 ③事業経歴書 ④納税証明書（事業税、市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）の各一通
用紙は管財室にあります。

健康づくり推進大会にご参加を

保健予防課 ☎㉒4100内線293

市では、「健康づくり推進大会」を次のとおり開きます。大勢の皆さんのご参加をお願いします。

とき…二月十七日(火)、午後一時三十分から四時
ところ…上田勤労者福祉センター三階大ホール
内容…①血圧測定と健康相談 ②塩と健康と上田市の衛生統計のパネル展 ③胃がん、子宮がん、脳卒中を克服された方々の体験発表 ④講演会「脳卒中の予防について」講師＝佐久総合病院・磯村孝二先生

三種混合 予防接種

保健予防課保健係
☎㉒4100内線289
有線②0722

三種混合（百日ぜき、ジフテリア、破傷風）予防接種を次のとおり行いますので、対象者は最寄りの会場で受けてください。

〈対象者〉
一期…①昭和五十三年七月一日から五十三年十二月三十一日までに生まれた子供さん。②昭和五十二年七月一日以前に生まれた子供さんで未接種の方（ただし、四歳未満の子供さん）
二期…①昭和五十二年一月一日から六月三十日までに生まれた子供さんで一期が終了している方。②昭和五十二年一月一日以前に生まれた子供さんで未接種の方（ただし、五歳六か月未満の子供さん）

〈接種内容〉
一期…三から八週間の間隔で三回接種
二期…一期終了後、十二か月以上経過している子供さんで、一回接種

〈受付時間〉
各会場とも、午後一時三十分から二時三十分まで

〈会　場〉
下表のとおり

〈その他〉
①接種当日は体温を計り、母子手帳を持参してください。
②百日ぜきにかかった子供さんは、二種混合（ジフテリア、破傷風）ワクチンを接種してください。実施月は、今年の四月です。
③二種混合で一期を終了している子供さんは、二期も二種混合を受けてください。
④予備日は四月二十一日と四月二十四日で、場所は市保健センター（市役所南庁舎二階）です。
▽四月二十一日㈫＝城下・川辺・泉田・塩田・川西地区
▽四月二十四日㈮＝東部・南部・中央・北部・西部・塩尻・神科・神川・豊殿地区
⑤手違いにより、第一回目の接種日を広報でお知らせできませんでした。深くおわびいたします。

昭和55年度後期三種混合予防接種日程表

会　場	接種日 2回目	接種日 3回目	対象地区
市保健センター	2月24日㈫	3月17日㈫	東部、塩尻地区
上野が丘公民館			神科、豊殿地区
農協神川事業所	2月25日㈬	3月18日㈬	神川地区
川辺町会館			川辺、泉田地区（半過を除く）
市川西社会福祉センター			川西地区
市保健センター	2月27日㈮	3月24日㈫	南部、中央、西部、北部地区
三好町会館			城下地区、泉田地区のうち半過
塩田公民館	2月27日		塩田全区
市塩田母子健康センター		3月24日	

法律改正
農業委員の定数が30人に

農業委員会の選挙による委員の定数は、従来、「農業委員会等に関する法律」の定めにより、十人から四十人までの間となっていました。今回、この法律が改正され、四十人までの上限が原則として三十人までと定められました。

上田市では市条例により、選挙による委員定数を三十七人と定めていましたが、今回の法律改正に従い、農業委員会に関する条例の一部改正をして、選挙による委員定数を三十人としましたので、お知らせします。

農業委員の定数改正表

選挙区の分	選挙区の区域	改正前の選挙すべき委員定数	改正後の選挙すべき委員定数
1	旧上田、塩尻	4人	3人
2	神川、豊殿	6	5
3	神　科	5	4
4	城下、川辺、泉田（半過、福田、吉田）	5	5
5	西塩田	3	2
6	中塩田、別所	5	4
7	東塩田	4	3
8	浦里、室賀、小泉	5	4
合　計		37	30

＝行政相談所を開設＝
役所の仕事についてお気軽にご相談を

生活環境課
☎㉒4100内線303

国、県、市による合同相談所を次により開きますので、役所の仕事などでお困りの方は、お気軽にご相談ください。相談は秘密を守り、無料です。

とき…二月十三日㈮、午前十時から午後四時
ところ…上田西武百貨店・五階特設会場（駐車は無料です）
相談内容…国、県、市など役所に対する要望、苦情などです。
主　催…長野行政監察局
相談機関…長野行政監察局、長野地方法務局、関東信越国税局、上小地方事務所、上田建設事務所、小諸社会保険事務所、上田市、行政相談員

科学研究費の助成に申し込みを

長野県科学振興会 ☎0262㉝4334

個人、または団体で科学の研究をしている皆さんに、科学研究費の助成をします。資金不足でお困りの方など、お申し込みください。

交付対象…県内で科学（自然科学に限る）の研究をしている個人、または団体。ただし、次に該当する場合は交付できません。①研究が既に完成しているもの。②研究が完成し、その実用化、または企業化に要する費用に充てようとするもの。

交付部門…助成金は、次の三部門に区別して交付します。第一部…一般（第二・三部以外のもの）。第二部…小・中学校および高校の教員。第三部…大学・研究所などの専門研究者（大学の講師以上および学生を除く）。

申請方法…申請書など（用紙は支部に用意してあります）各一部を財団法人長野県科学振興会長あてに、支部（市役所商工課）を経由して提出してください。

申込期限…四月三十日㈭

その他…特許権、実用新案権などの取得を予定される方は、事前にその手続きをしておいてください。

ご寄付お礼

次の皆様から温かいご寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

▼**修己寮様** 二千八百六十一円 社会福祉事業資金として

▼**中村 文様**（天神四） 五千二百九十五円 社会福祉事業資金として

▼**関 章三様**（千曲町） ハチミツ二十本 報恩寮へ

▼**小林正美様**（下塩尻） 児童用剣道用具十組、竹刀二十振 塩尻小学校へ

▼**フジコシミサワホーム株式会社様** 地下式消火せん 消防用水利として

▼**小宮山幸男様**（中央六） 二万円 社会福祉事業資金として

▼**清水国太郎様**（桜台） 絵画一点 市庁舎掲額用として

▼**渡辺勘三郎様**（真田町） ウラジロモミ三十五本 市内の公立、私立各保育園へ

▼**早稲田大学上田稲門会様** 十万円 文化施設の資金として

▼**長野県連合青果株式会社様** ミカン五十五箱 社会福祉施設へ

▼**朝日ヶ丘自治会様** 十五万九千七百五十円 朝日ヶ丘児童館の児童福祉事業資金として

▼**大沢重夫様**（東前山） 五万円 交通遺児対策資金として

▼**上田東ロータリークラブ様** 市民憲章のしおり一万六千枚 市内小中学校児童生徒へ

▼**小林 益様**（倉升） ボタン電話装置一式 報恩寮へ

▼**成沢 進様**（緑が丘北） 電気冷蔵庫、電気洗濯機、カラーテレビ各一台 母子寮へ

▼**中村のぶ様**（仁古田） 十万円 社会福祉事業資金として

長野県学生寮 入寮者を募集

長野県学生寮事務局 ☎0262㉜0111 内線755

所在地…埼玉県浦和市

募集人員…男子で、四年間入寮は約五十人、二年間入寮は若干人

申込資格…長野県出身者（原則として、父兄またはこれに準ずる者が長野県内に居住していること）で、次の各号のいずれにも該当すること。①学生寮から通学できる地域内の大学に、昭和五十六年に入学を予定している者（修業年限四年制以上の大学とし、夜間学生を除く） ②父兄またはこれに準ずる者が、寮費および諸経費の支払いができる者 ③確実な保証人、二人を有する者 ④人物が良好で、共同生活を営むことのできる者

申込手続…入寮希望者は、申込書類を「〒380 長野市大字南長野字幅下六九二の二 長野県住宅部住宅課内 財団法人長野県学生寮事務局」へ提出してください。申込用紙は、右記の長野県学生寮事務局か、上小地方事務所建築課にあります。

申込期間…二月十二日㈭から二月二十八日㈯まで

くらしを守るあなたの国民年金 ㊸

保険料は所得から控除されます

国民年金の保険料を支払った人は、自身の分はもちろん、家族の分も「社会保険料控除」の扱いを受け、全額が前年の所得から差し引かれて、課税の対象になりません。

このため、2月16日から3月16日までに行う確定申告の際には、昭和55年中に納めた国民年金保険料の控除の手続きをしてください。

また、昨年6月まで実施された特例納付の保険料についても同様です。

昭和55年納付額

定期各期ごと	定額前納	付加各期ごと	付加前納
43,830円	44,150円	48,630円	48,830円

〈国保年金課国民年金係☎㉒4100内線284・有線②0711〉

第33回産直デー

2月14日㈯

品目①**広島産生ガキ…300g入1袋 250円**
②**大型船凍イカ…特価**
③**マグロかすづけ…1切 80円**

取り扱い店―市内産直協力店

〈生活環境課生活係☎㉒4100 内線303〉

定期監査の結果公表

上田市長 石井　泉殿
上田市議会議長 小林　軍治殿

上田市監査委員 小池　守
同 松野　量平

定期監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第3項の規定により実施した昭和55年度第2回定期監査の結果を、次のとおり報告します。

記

▶監査の期間◀

昭和55年9月10日から昭和55年12月25日まで

▶監査の範囲◀

昭和54年度における財務に関する事務処理の状況、契約及び工事の状況などについて

▶監査対象か所◀

社会部　福祉課(点字図書館)、社会課(勤労青少年ホーム、相染閑)、児童保育課(母子寮、27保育園)、同和対策課、福祉事業センター(西塩田事業所、中塩田事業所、川西事業所)、報恩寮、老人福祉センター、乳児院、川西社会福祉センター、塩田解放会館、城南解放会館、中央解放会館

消防部　総務課、防災課、警防課

教育委員会　庶務課、学校教育課(17小学校、7中学校)、社会教育課、同和教育課、体育課(自然運動公園管理事務所)、中央公民館、西部公民館、城南公民館、上野が丘公民館、塩田公民館、川西公民館、図書館、博物館、山本鼎記念館、学校給食センター

▶監査の結果◀

各所管における財務に関する事務は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

それぞれの監査か所における細部の指摘事項については、そのつど注意または、改善を促した。

なお、おもな指摘事項については、別記のとおりである。

今後とも行政の多様化にともない、ますます増大する事務処理にあたっては、常に能率化に意を用い、効率的執行に配意されるよう望むものである。

(別記)

○補助金交付取扱事務において、補助金等交付規則にそった事務処理に欠ける課所が多くみられた。
すべてに規則の適用を強制することは、非能率的、形式的などの難がおきると思われるので、事情に即した事務処理ができるよう例規に検討を加えられたい。

○委託料の支払いは、委託契約を締結した受託者と同一人に支払いをされるよう留意されたい。

○伝票処理において、財務会計の手引きを参考にされ伝票整理の正確を期するよう心がけられたい。

基本的理解のために

同和問題を考える

同対審答申とはどんな内容のものでしょうか。

「同対審答申」というのは、同和行政のよりどころとなっている「同和対策事業特別措置法」を制定する基をなしたもので、正しくは「同和対策審議会答申」といいます。

部落差別は長年の政治によって作り出されたものですから、これを解消するには行政の施策によらなければなりません。そのためには法律を制定する必要があります。その法律制定に向けて昭和三十年前後から、部落解放同盟が中心となって部落解放要求を国民運動として全国に展開することになりました。

日を追って国民運動が高まる中で政府もこれに応じて、昭和三十五年に法律に基づく「同和対策審議会」という重要な委員会を設置しました。翌年、昭和三十六年十二月、内閣総理大臣は、この審議会に対して、「同和地区における社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問しました。これを受けた審議会は五年を費やし、総会を四十二回、部会を百二十一回、小委員会を二十二回も開き、その間に全国実態調査、意識調査なども実施して昭和四十年八月に答申を出しました。これが「同対審答申」つまり同和対策審議会の答申です。

この答申は同和問題の解決にとってどのような意味をもっているのでしょうか。

非常に大きな重要な意義があります。まず答申は、これから国が同和行政を進めていくにあたって、①同和問題の本質をどのように認識するか、②これまでどのような解放運動や、同和対策が行なわれてきたかという分析の上に立って、③今後の同和対策のあり方を具体的に示しています。最も大きな意義は、要約すると従来あいまいにされてきた国の責任を明らかにし、「特別措置法」の制定を強調していることです。

内容についてもう少しくわしくお話しください。

この答申文は前文及び一部から三部までに分けられた本文、それにしめくくりの結語に分けられ四二、〇〇〇字に及ぶ膨大なしかも内容の充実したものです。

まず、前文のはじめに「同和問題は人類普遍の原理である。人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法で保障された基本的人権にかかわる問題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探究に努力した。」とあります。

つづく

おくやみ

次の皆さんがなくなられました。つつしんでごめい福をお祈りいたします。

（十二月三十一日現在）

上島源作さん　中央北二丁目
広川むらさん　上本郷
栗林一位さん　下室賀
高山賢三さん　長島
戸兵　正さん　下郷
斉藤たつ江さん　手塚
小宮山千鶴子さん　川辺町
高槻三郎さん

（新田）八三
八四
八三
七三
七一
八八
四一
六六

常磐城二丁目　（新町）七九
小池清重さん　東前山　六〇
成沢まつさん　川辺町　七〇
黒崎和作さん　中央二丁目　（材木町）五九
戸田千恵さん　中央東　（上川原柳町）四六
永井志なさん　五加　八一
斉藤延寿さん　緑が丘三丁目　（城北）七〇
土屋甲子太さん　上川原柳町　五六
斉藤鉄雄さん　築地　八四
吉沢豊さん　西前山　七七
山下忠雄さん　浦野　七二
小杉岩次郎さん　大屋　八二
尾崎吉人さん　上青木　六三
佐藤光子さん　天神三丁目　（泉平）四九
松尾久子さん　塩田新町　三七
名取正子さん　上川原柳町　六六

春原喜世志さん　諏訪形　七八
甲田きよのさん　五加　八五
西川音音さん　中組　八九
岩下満寿子さん　東五加　六九
間瀬義太郎さん　中央四丁目　（上紺屋町）六七
佐藤芳松さん　千曲町　六二
林　つやさん　緑が丘三丁目（緑が丘西）八二
砥石しめさん　緑が丘三丁目（緑が丘西）七三
池田はま子さん　下吉田　四九
山浦くらじさん　倉升　八〇
大川清一さん　長島　七三
滝沢嘉和さん　手塚　五五
小山みつさん　金剛寺　六八
金井当作さん　国分　九一
中村常治さん　舞田　八七
石村　卓さん　材木町一丁目　（材木町）七九
田木　清さん　天神四丁目　（南天神町）七七
永井尊夫さん　岩門　六二
小林勝男さん　秋和　六六
宮入たつ子さん　川辺町　四〇
春原ひちさん　上塩尻　八四
高橋ユリヤさん　緑が丘一丁目　（新屋）八二
倉沢いしのさん　上手　五七
神谷七左衛門さん　伊勢山　八八
菅沼はるさん　上塩尻　七二
荻原一之さん　御所　五七
鈴木武夫さん　院内　七九
竹内たき志さん　上手　七六

田中起よ子さん　中央一丁目　（鷹匠町）七二
会田みち志さん　下組　八〇
山崎住吉さん　川辺町　八〇
宮島いしさん　下本郷　九八
梅原興茂人さん　中央西一丁目（下紺屋町）八四
松崎まさをさん　院内　七四
水出のふさん　奈良尾　八四
中村一二三さん　仁古田　六〇
中沢貞重さん　上室賀　七二
若林三郎さん　緑が丘一丁目　（新屋）五一
深町貞夫さん　山口　八一
山極衛次さん　中組　七五
小林源一郎さん　常磐城三丁目　（諏訪部）七六

清水巌一さん　上室賀　八二
成沢艶司さん　東前山　七八
中村八重子さん　中央西一丁目　（鎌原）六〇
萩原チエさん　常田三丁目　（上常田）七二
小菅あい乃さん　下郷　八五
内藤たけさん　みすず台南　八四
黒沢哲夫さん　倉升　三三
袖山チトリさん　中央六丁目　（愛宕町）六二
和田捌男さん　上小島　八四
喜多見きくさん　上沢　八一
福沢嘉一さん　福田　四一
西沢英雄さん　染屋　七八
松下孝子さん　常田二丁目　（中常田）五三

今年の選挙

○神川沿岸土地改良区総代総選挙
　3月上旬の予定
○浦里財産区議会議員一般選挙
　5月下旬の予定
○農業委員会委員一般選挙
　7月中旬の予定
○上田市長選挙
　10月下旬の予定

市民憲章

上田市は、千曲の清流と、上田城に象徴される自然と人とが調和した、住みよいまちです。

わたしたち市民は、自らの英知と努力により、さらにすばらしいまちにする願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

一、自然に感謝し、きれいな水と空気を守り、緑のあふれるまちにします。
一、からだをきたえ、教養を高め、豊かな文化を育てるまちにします。
一、人々の善意をとうとび、あたたかい心がふれあうまちにします。
一、産業を伸ばし、働くよろこびを大切にして、活気にみちたまちにします。
一、平和と自由を求め、広く世界に目を向けた明るいまちにします。